

○ 室蘭市水道事業、下水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表

(昭和41年条例第37号)

改 正 後	改 正 前
<p><u>室蘭市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 生活用水その他の浄水を供給するため水道事業並びに市民の環境衛生の向上及び公共用水域の水質の保全に資するため下水道事業をそれぞれ設置する。</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第3条 水道事業及び下水道事業（以下「水道事業等」という。）は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>第6条～第10条 (略)</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p><u>室蘭市水道事業、下水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 生活用水その他の浄水を供給するため水道事業並びに市民の環境衛生の向上及び公共用水域の水質の保全に資するため下水道事業並びに工業用水を供給するため工業用水道事業をそれぞれ設置する。</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第3条 水道事業、下水道事業及び工業用水道事業（以下「水道事業等」という。）は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p><u>(工業用水道事業)</u></p> <p>第6条 <u>工業用水道事業の給水区域及び給水量は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 給水区域は、別表第3のとおりとする。</u></p> <p><u>(2) 1日最大給水量は、6,000立方メートルとする。</u></p> <p>第7条～第11条 (略)</p> <p><u>別表第3 (第6条関係)</u></p> <p><u>給水区域</u></p> <p><u>陣屋町1丁目及びその周辺</u></p>

○ 室蘭市職員定数条例 新旧対照表 (附則第4項関係)

(平成9年条例第2号)

改 正 後	改 正 前
<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公営企業の職員</p> <p>ア 水道事業会計に属する職員 35人</p> <p>イ 下水道事業会計に属する職員 22人</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>ウ 病院事業会計に属する職員 600人</u></p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公営企業の職員</p> <p>ア 水道事業会計に属する職員 35人</p> <p>イ 下水道事業会計に属する職員 22人</p> <p><u>ウ 工業用水道事業会計に属する職員 1人</u></p> <p><u>エ 病院事業会計に属する職員 600人</u></p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>2 (略)</p>